

～生後2ヶ月以上のお子様がいる保護者の方へ～

# 小児用肺炎球菌予防接種のお知らせ

○対象年齢：生後2ヶ月から生後60月に至るまでの間の者  
(2ヶ月児から5歳児未満)

○接種回数：4回 (※ただし、接種開始月齢によって回数が異なります)

○接種費用：全額公費負担 (無料)

○接種場所：別紙の市内指定医療機関 または  
本島内の地区医師会会員医療機関  
(※接種前に予約を行い、必ず親子(母子)健康手帳を持参して下さい。)

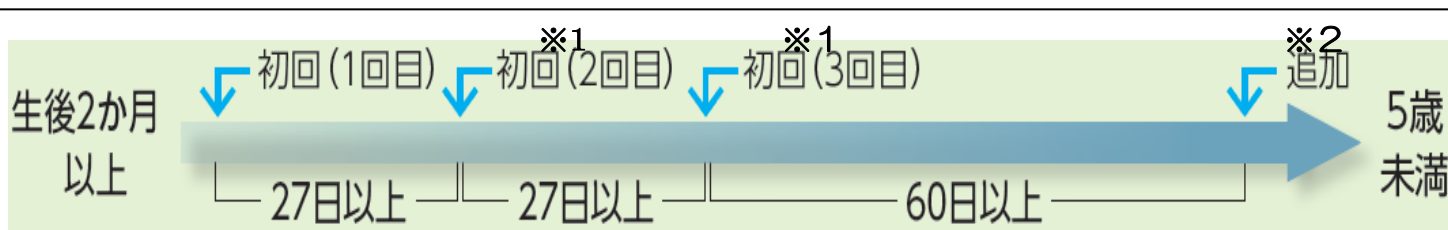


<1>は、「標準的な接種スケジュール」のため、最もお勧めする接種方法です！



## ■小児用肺炎球菌予防接種 接種スケジュール

<1> 生後2～7ヶ月児未満で接種開始する場合：4回接種

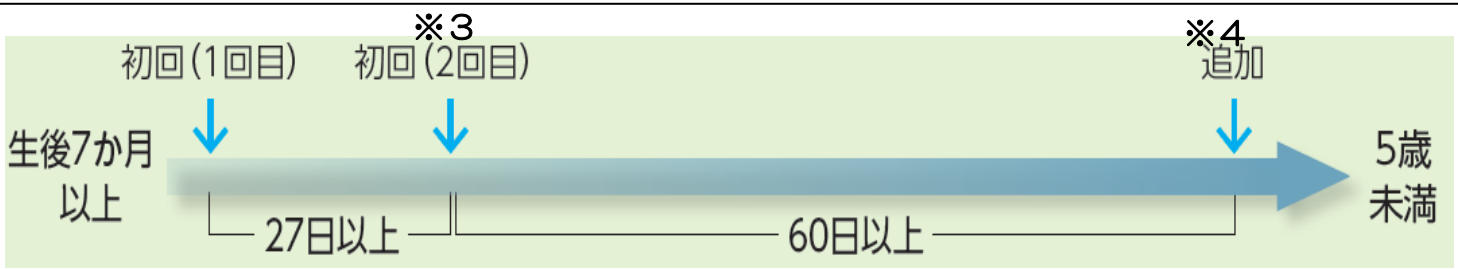


※1 2回目及び3回目の接種は生後24月(2歳)になる前までに行うこと。  
2歳までに3回目まで接種できなかった場合は、できなかった分の接種は行わずに、  
4回目の追加接種のみ行うこと。(任意接種としては接種可能)  
また、2回目の接種が生後12ヶ月(1歳)を超えた場合、3回目の接種は行わず、  
4回目の接種のみ行うこと。(任意接種としては接種可能)

※2 4回目の追加接種は生後12ヶ月(1歳)を過ぎて行うこと。  
標準的には1歳以上1歳3ヶ月未満で接種を行う。

※標準的な接種スケジュール以外のスケジュールについては、裏面をご覧ください。

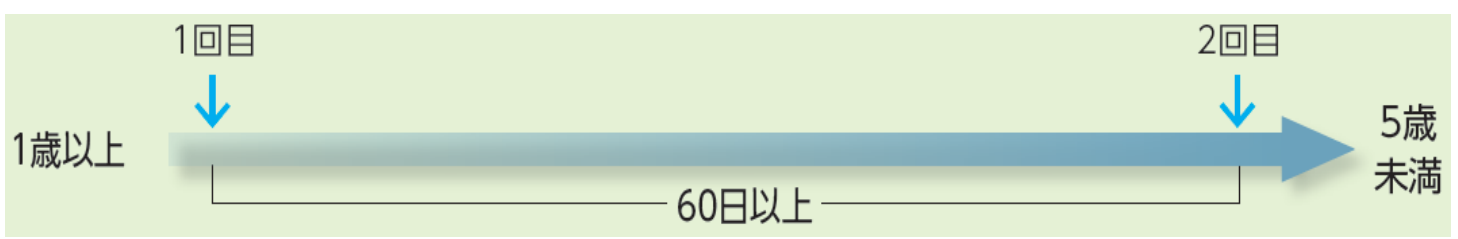
<2> 生後7～11ヶ月児までの間に接種開始する場合：3回接種



※3 2回目の接種は生後12ヶ月(1歳)になる前までに行うこと。  
1歳までに2回目の接種ができなかった場合は、2回目の接種は行わずに、3回目の追加接種のみ行うこと。(任意接種としては接種可能)

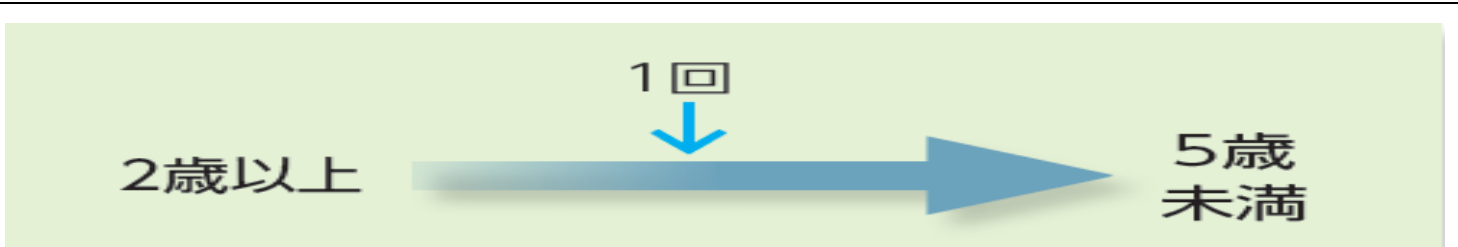
※4 3回目の追加接種は生後12ヶ月(1歳)を過ぎて行うこと。

<3> 生後1歳～2歳児未満で接種開始する場合：2回接種



5歳になるまでに60日以上あけて2回接種すること。

<4> 生後2歳～5歳児未満で接種開始する場合：1回接種



5歳になるまでに1回接種を行うこと。

お子様が生まれてからはじめて受ける予防接種です。接種スケジュール等で分からないことや、疑問に思うことがありましたら、お気軽にかかりつけ医または **浦添市保健相談センター**(TEL: **098-875-2100**)までご相談ください。



## 肺炎球菌ってなあに？ どんな病気になるの？

肺炎球菌は、乳幼児の鼻やのどの奥にいる常在菌で、せきやくしゃみ、会話等で発生する飛沫により感染します。全ての感染者が発病するわけではありませんが、体の抵抗力の低下や免疫が未発達な場合、菌が体内に入り込み、中耳炎や肺炎、敗血症や菌血症、細菌性髄膜炎等の病気を引き起こします。

特に、細菌性髄膜炎は致命的になりやすく、治癒した場合も重い後遺症が残ることがある危険な病気で、全体の約20%が肺炎球菌が原因によるものといわれています。

免疫の未発達な乳幼児、特に2歳未満でこれらの病気になるリスクが特に高いといわれています。

## 小児用肺炎球菌ワクチンについて

小児用肺炎球菌ワクチン『バクニューバンス(沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン)』は、令和6年4月に新たに導入されたワクチンで、90種類以上のタイプがある肺炎球菌のうち、細菌性髄膜炎や重症肺炎等の病気を起こすリスクが特に高い15タイプの肺炎球菌の成分が含まれており、これらの細菌による病気を予防する効果があります。しかし、それ以外の型の肺炎球菌に対する効果は無いため、全ての肺炎球菌による病気をこのワクチンで防げるわけではありません。

なお、令和6年3月以前に使用されていた『プレバナー13(沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン)』を接種されている方のうち、接種スケジュールが途中の方は、残りの接種回数を『バクニューバンス(沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン)』で実施してください。また、以前のワクチンで必要回数接種済みの方は接種完了となります。(現在のワクチンを追加で接種する場合は任意接種)



## 小児用肺炎球菌ワクチンの副反応について

小児用肺炎球菌ワクチン接種後に、最も多く見られる副反応は、接種部位の発赤(赤くなる)や腫脹(腫れ)等です。その他に、発熱や易刺激性(不機嫌になりやすい)等の症状が見られます。

複数回接種することで副反応の発現率が高くなるということはありません。

ほとんどの症状が接種後2~3日で自然に治りますが、気になる症状のある時は、早めにかかりつけの医師の診察を受けましょう。

## 他のワクチンとの同時接種について

2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。希望する方は、かかりつけ医師と相談して下さい。



## 予防接種法の健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する または障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

1994年に予防接種法が改正され、1948年に制定されて以来続いていた強制義務接種から個別勧奨義務接種(努力義務接種)に切り替わっています。

そのため予防接種は強制ではありません。

## お問い合わせ先

浦添市保健相談センター 健康づくり課 予防係 TEL 098-875-2100

## 予防接種前にチェックしてみましょう♪

- 1. お子さんの体調は良いですか？
- 2. 今日受ける予防接種について、必要性、効果及び副反応等理解していますか？(この説明チラシを読みましょう。)  
わからないことがあれば、メモをして接種する前にお医者さんに質問や相談してみましょう。

メモ欄

- 3. 親子(母子)健康手帳は持ちましたか？(必ず持参しましょう。)
- 4. 予防接種予診票の記入はお済みですか？

### 1. 異なるワクチンを接種する場合

### 2. 接種前に病気にかかった場合

に必要な間隔



生ワクチン (BCG・MR・水痘等) の予防接種を受けてから

接種間隔なし

#### 不活化ワクチン

(Hib (ヒブ) ワクチン・4種混合 (DPT-IPV) ワクチン・日本脳炎等) の予防接種を受けてから

接種間隔なし

突発性発疹・手足口病・リンゴ病・インフルエンザが治ってから

2週間以上おく  
※主治医の判断が必要です

麻疹・風しん・水ぼうそう・おたふくかぜが治ってから

4週間以上おく  
※主治医の判断が必要です

小児用肺炎球菌予防接種を受ける

※小児用肺炎球菌ワクチンを続けて接種する場合は、チラシ1枚目で示す接種間隔で受けて下さい。

※3ヶ月以内にけいれんを起こしたお子様は、予防接種を受けることが出来ません。

その後は、かかりつけの医師から事前に接種の許可をもらい、接種してください。

※1ヶ月以内に家族や友達に麻疹、風しん、水ぼうそうなどの病気の方がいた場合、予防接種が受けられない事があります。接種医にご相談下さい。